**機 密 保 持 に 関 す る 覚 書**

　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という)と、神戸常盤大学同窓会(以下「乙」という)とは、下記使用目的の為、乙が甲に資料を提供するにあたって、次の機密保持に関する覚書を締結する。

第1条 (機密資料)

本覚書の対象となる機密資料は、乙が甲に提供する本同窓会会員の個人情報(学籍番号、氏名、学科、卒業年、住所等)が記録されている台帳(複写を含む)及び電子媒体とする。

第2条 (使用目的)

第１条の機密資料は、同窓会開催の案内状送付とそれに関連する連絡の為の使用に限る。

第3条 (機密保持)

甲は、第１条の機密資料の内容を乙の事前の承諾なしに第三者に漏洩してはならない。

第4条 (禁止行為)

1　甲は、機密資料を乙の事前の承諾なしに複製、改変してはならない。

2　甲は、機密資料を第２条に定める目的以外に使用してはならない。

第5条 (機密資料の保管)

1　甲は、第１条の機密資料を、責任をもって厳重に管理・保管しなければならない。

2　甲は、機密資料を紛失したときは、直ちに乙に届けて乙が指示する処置を講じなければならない。

3　甲は、第２条の目的に基づいた使用が完了した際には、機密資料を速やかに乙に返却、または抹消しなければならない。

第6条 (有効期間)

本覚書の有効期間は、前条第３項に従い機密資料が甲により乙に返却または抹消されるまでとする。

第7条 (協議事項)

覚書に定めのない事項または解釈上の疑義については、甲乙双方が誠意をもって協議し、解決するものとする。

本覚書の成立を証するため、本覚書書２通を作成し、甲および乙の記名・押印の上、各１通保持するものとする。

令和(　　　　年)　　　年　　　月　　　日

甲:

乙: 神戸市長田区大谷町２丁目 6-2

神戸常盤大学同窓会

会長 　岡部文雄